

タイトル	会社法と経済学(2) : インセンティブと経営者の諸属性との関係について
著者	増田, 辰良; MASUDA, Tatsuyoshi
引用	北海学園大学法学研究, 48(1): 236-201
発行日	2012-06-30

研究ノート

会社法と経済学(2)： インセンティブと経営者の諸属性との関係について

増田 辰 良

要約：法の規制内容や運用成果はその規制対象者の諸属性との関係から評価されるべきである。そのためには、法はその規制対象者の諸属性を知る必要がある。会社法は「会社の設立」や「組織変更」をスムーズにできるよう幾つかのインセンティブを備えている。本稿では、会社法を事例として、会社法はどのような属性をもつ経営者に組織変更（個人事業の法人化、法人間での組織変更、法人の個人事業化）するインセンティブを与えることができるのか、を検証する。ただし本稿が分析したサンプルは会社法が制定される以前のものなので、現行の会社法が規定する領域よりも、より広い組織変更が分析対象となっている。

分析結果によると、組織変更している経営者の最終学歴は高く、前職は役員や管理職であり、過去に事業を運営した経験をもつ。大都市で開業している。現在の主たる業種は企業・官庁を対象とするサービス業である。複数の事業を運営している。株式会社へ法人化する経営者は信用力が高く、ビジネス・エンジェルからの開業資金の調達額が大きい。法人化する経営者の経営成果（収入、売上高、採算）は良好で、将来も事業規模を拡大する希望をもっている。その雇用規模も大きい。事業の継承をみても、法人化する経営者はすでに継承者と一緒に働いている場合が多い。こうしたことより、会社法が事業組織をスムーズに変更できるようインセンティブを発揮することは、雇用規模の拡大、事業の継承、複数の事業運営、利益の確保などに良好な影響を与える可能性のあることが確認できた。現行の会社法によるインセンティブ効果について検証することは今後の課題である。

1. はじめに

個人が事業を興すとき、特別な法規定に縛られない個人事業（経営）からスタートする場合が多い。そして信用を確保し事業を拡大するため

に事業形態を別の形態へと変更することがある。会社法⁽¹⁾が施行される以前において営利を目的とする法人の事業形態には、主に株式会社、有限会社、合資会社、合名会社があった。とりわけ個人で興した事業を法人化することを「法人化＝成り」と呼んでいる。法人成りは個人事業の成長と関連づけられ、個人事業の経営成果と法人成り後のそれとの間にある関係が検証されてきた（増田・伊東、2011、2節参照）。組織変更との関係でみると、経済学は事業や会社の成長を個人事業から株式(有限)会社へとという単線的な見方をしがちである。しかし実際には株式会社が個人事業や有限会社へ変更し、有限会社が株式会社や個人事業へ変更する場合もある。株式会社は経営者が選択する最終的な事業形態ではない。経営者は時宜にかなった事業形態を合理的に選択し、変更している。事実、会社法が施行される前の旧商法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正前の商法）では、株式会社と有限会社間（旧有限会社法、64条、67条）及び合資会社と合名会社間（旧商法113条、163条）での「組織変更」が認められていた。

会社法では、有限会社を設立することができなくなった。新たに設立する事業会社は株式会社か持分会社（合資会社、合名会社、合同会社）のいずれかになる⁽²⁾。会社法では、株式会社がその組織を変更して持分会社となること、あるいは持分会社がその組織を変更して株式会社となることを「組織変更」と呼んでいる（会社法2条26号。以後、会社法の条文は、原則として条数のみを表記する）。これは会社が法人格の同一性を保持しながら、その組織を変更して他の種類の会社になることである。ある種類の持分会社が他の種類の持分会社となることは会社法上の組織変更ではなく、持分会社の種類の変更（638条）と呼ばれる。

会社法では、有限会社は株式会社の一形態として扱われることになった。会社法が施行される以前に存在した有限会社は特例有限会社（有限会社という名称の株式会社）として存続することになり、特例有限会社の経営者は①株式会社へ変更するのか、②特例有限会社として継続するのか、③持分会社へ変更するのか、について選択を迫られることになった。

このように会社法では既存の会社を他の種類の会社に替えたい場合に、既存の会社を解散・清算し、他の種類の会社の設立等を行うことなく、組織変更の手続きをとることによって、比較的容易にその目的を実現できるようにした。

本稿の目的は会社法が制定される以前のデータを利用して、経営者の諸属性と事業形態の変更との間にある関係を検証することである。会社法は事業形態の変更をスムーズにする幾つかのインセンティブを備えている。このインセンティブの効果を直接検証することはできないが、経営者の諸属性と事業形態の変更との間にある関係を見ることによって、効率的なインセンティブの与え方や新しい立法や法の改正を検討するときの判断材料にすることができる。

事実、資本金1円で会社を設立できる制度が導入された後(2003年2月1日「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」)に起業件数が増加したことや、高額な資本金を必要としないインターネットビジネスの普及などを背景として資本金規制が撤廃された可能性があること、また合同会社の設立が実業界からの要請に応えるかたちで実現したことなどは、会社法と経営者の諸属性との間に何らかの関係があることを示唆している。

本稿が採用するデータ・ソースには、事業形態を変更する理由、変更する手法などの情報は含まれていない。開業時と現在の事業形態が確認できるのみである。会社法が規定する組織変更に関する統計データの一部は法務省のホーム・ページから入手できるが、そこには経営者に関する諸属性のデータは含まれていない。そのため本稿では会社法が制定される以前のデータを使って、事業形態を変更する経営者に関する諸属性を明らかにする。

なお、以下でみるように事業形態の変更は現行の会社法が規定するもの(株式会社⇔持分会社)よりも多様(個人事業⇔持分会社、株式・有限会社⇔個人事業・持分会社など)であるが、変更という言葉を使う。

次節では、会社法の中であって、経営者の意思決定に影響を与えるインセンティブの内容について考える。3節では、①どんな属性をもつ経営者に組織変更(個人事業の法人化、法人間での組織変更)するインセンティブを与えることができるのか、②事業形態の変更と経営成果との間にある関係など、を明らかにする。こうしたことより、会社法が事業組織をスムーズに変更できるようなインセンティブ機能を発揮することが経営者の意思決定に与える効果を評価する。最後に、本稿の結論を要約し、今後の研究課題を考える。

以下で展開する会社法の理解については、筆者の浅学非才を曝け出しているかもしれない。ご寛恕願いたい。もとより分析内容や分析手法は

試論の域を出るものではない。本文で利用した統計表は最終ページに掲載した。

2. 会社法が経営者に与えるインセンティブ

会社法の規制内容や運用成果はこの法の対象者である経営者の諸属性との関係で評価されるべきである。その際、会社法が経営者の意思決定に与えるインセンティブを考える必要がある。市場経済では、買い手も売り手も取引する財やサービスの価格水準の変化に応じて購入量や生産量を調整している。このとき、価格水準の変化が調整をするという意味決定のインセンティブになっている。同じように、法や制度、道徳も経済主体の意思決定に影響を与えるインセンティブの役割をしている。例えば、ある犯罪に対する刑罰を事前に設定することは、刑罰から受ける機会費用の規模についての予見可能性を高める。潜在的な犯罪者が合理的に行動するのであれば、犯罪から得る利益と刑罰から受ける機会費用とを比較し、機会費用が利益を上回れば、犯罪を実行しない。この場合、刑罰は犯罪を抑止するインセンティブを潜在的な犯罪者に与えている。制度や道徳観の変化も経済主体の意思決定に影響を与えるインセンティブの一つである。

新たな立法や法が改正される時、その影響や問題点について活発に議論されることがある。その際、避けて通れないことは、立法や法の改正による実質的な効果を測ることである。つまり立法や法の改正にともなう事後的な検証はその法律の評価だけではなく、将来の法改正を適切におこなうためにも必要な作業である。これは法が経済主体の意思決定に影響を与えるインセンティブとしての機能をもっていると考えられるからである。

一般的に、経済学と法律学の思考様式から法（あるいはルール）というものをみると、両者には違いとともに共通の分析手段が適用できる側面もある。経済学はルールの持つ事前的なインセンティブ効果に着目して効率性の観点から議論しがちである。そして計量分析からも分かるように、経済学は過去の経済現象から推論して将来起こるであろうことを予測する未来志向的でもある。経済学がいう効率性とは、ある制約条件の下で、自己の行動目的を達成するために、有限な諸資源を無駄なく利用するということである。効率性を達成する経済主体は合理的に行動する主体とみなされる。経済学のテキストでは「制約条件付きの最大化問

題を解く」と表現されている。また、経済学は経済主体が効率的な行動をとるインセンティブを研究する学問であると言われることもある。

一方、法律学は事後的な公平性を重視する傾向がある。しかし経済学の効率性を上記のように理解する限り、とりわけ法律の実務家の行動も経済学の知識をもって分析できる領域がある。例えば、裁判官は限られた時間、予算という制約の下で、望ましい判決を下すよう効率的な裁判手続きをとることが求められている(クーター/ユーレン、1998、pp.15-17)。経済学では「制約条件付の最大化問題を解く」という。裁判官も効率的な行動をとるようインセンティブが与えられているのである。法律学が重視する公平性を評価するための価値基準を設定するためにも法の運用成果を測る必要がある。いわゆる「法の経済分析」における計量分析は経済学の分析手法を用いて法現象を分析する学問領域として発展してきた、と言える。

以下では、この経済学と法律学との間にある共通のインセンティブとしての機能、その効果を計測するという視点から、会社法が持つインセンティブを考える。会社法が経営者になろうとする者、既に経営者になっている者の意思決定に影響を与えるインセンティブには、次の5つがある。なお、以下の会社法に関する内容は筆者の理解不足があるかもしれない。ご寛恕願いたい。

①起業を促進するインセンティブ

起業を促進するインセンティブとして、会社法は①資本金規制を撤廃し、②新たに合同会社を設立できるようにした。起業時の組織形態について、その選択理由をみると、株式会社を設立した者は「取引上の有利性」、有限会社は「資本金の制約」を挙げていた(増田・伊東、2011、表6、p.143、p.165)。会社法ではこの資本金の限度額が撤廃されたため株式会社での起業が促進される可能性も高くなるであろう。実際のデータをみると会社法の施行後(2006年5月1日)、資本金300万円未満の比較的小規模な株式会社の設立が大幅に増えている(『中小企業白書2008年版』、p.142参照)。

条文では、株式会社の資本金の額は次のように規定されている。「株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。」(会社法、445条1項)つまり、株主が出資

した額が資本金となる。よって、資本金は1円からでも株式会社を設立することができる。

旧商法によると撤廃される前の最低資本金制度には次のような意義や機能があると考えられていた。株式会社であれば、その株主は出資額を限度として会社に責任を負うのみなので、資本金は会社が倒産をした場合に銀行や取引先などの債権者を保護するために最低限持っていないと十分な金額だと説明されてきた。しかし、倒産した多くの会社には、資本金額に相当する財産などは残っていないのが実情である。そこで現実に機能していない資本金の役割を放棄することにしたのである。

起業時の資本金は1円でもよいが、会社法では会社の純資産額（剰余金）が300万円を下回る場合には、配当できないものとしているため（配当規制・剰余金分配規制；453条、458条）、最低300万円は必要である、と考えられる。いわば資本金の機能を会社設立時から配当時に移すことによって、起業時に300万円を用意しなくても起業だけはできるようにし、起業意欲を高めようとしているのである（神田、2006、p.45；中山、2010、pp.10-11も参照せよ）。ただし資本金以外に設立費用として、定款認証料5万円、同印紙代4万円、登録免許税15万円、小計24万円がかかる。この手続きを司法書士に依頼すれば、さらに5万円から10万円の手数料もかかる。合計30万円から35万円となる。

この最低資本金の限度額を撤廃することは起業を促進する有効な政策である。撤廃される前の2003年2月1日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」が施行され、事業を営んでいない個人が経済産業大臣の承認を受けた場合に、最低資本金の規制（旧商法＝有限会社法では、株式会社を設立するには最低1000万円の資本金が、有限会社であれば最低300万円の資本金が必要であった）を受けずに会社を設立できるようになった。ただし、この制度では会社の設立後5年以内に上記の最低資本金を充たすよう増資をすることが義務付けられていた。いわゆる起業時に資本金が1円からでも株式会社を設立できる制度であった。その後、2004年3月までに、この制度を利用申請した件数は13,299件あり、そのうち、10,133件（うち1円起業は437件）は既に会社設立の手続きが完了している。さらに、最低資本金以上の増資をおこなった企業数は365社であった。このように起業時における最低資本金の限度額を撤廃することは起業意欲を高めることが分かる（件数については「平成13年事業所・企業統計調査」、総務省を参照せよ）。

こうした理由以外に最低資本金の限度額が撤廃された背景にはインターネットビジネスのように小額資本で営業可能な規模での起業活動が活発になっていることも考えられる。例えば、経済産業省(2010)のデータによると、すべての商取引における企業間電子商取引（消費者向け電子商取引：小売業、サービス業が対象）の割合は2006年12.6%(1.3%)、2007年13.3%(1.5%)、2008年13.5%(1.8%)、2009年13.7%(2.1%)のように増加している。

次に、持分会社の一つである合同会社の特徴について他の事業形態と比較しながら説明する。合同会社は潜在的な起業家の諸属性の一つを法が認め、新たに設立できるようになった事業形態である。制度の導入過程をみると、立法や法の改正をするときに、規制される主体の属性を観察することに重要な意義のあることを示唆している。株式会社では、出資者はその出資額を限度として有限責任を負うに過ぎないが、会社内部の機関設計や運営に関しては、定款自治が認められていない部分もあった。一方、合名会社や合資会社は少なくとも無限責任社員を1名以上必要とするが、機関設計に関しては広く定款自治が認められている。がしかし、無限責任というのは個人にとってあまりにもリスクが大きすぎ、誰も無限責任社員になりたがらないこともある。事実、この合名会社と合資会社の設立件数は極めて少ない。これまでの会社法制では会社内部の機関設計や運営について広く定款による自治を認め、かつ、出資者が有限責任を負うような会社の設立は認めてこなかった。しかし現実問題として、専門的知識や技能を持つ（潜在的経営者の属性）少数の出資者だけが集まって市場環境の変化に柔軟に対応できる組織からなる会社を設立したいという社会的な要請もあった。そこで会社法では、広く定款自治を認め、かつ社員の有限責任からなる新しい事業形態として合同会社の設立を認めることにした。合同会社は他の持分会社と違って、出資者の全員が会社の債権者に対して、有限責任しか負わない。この点では株式会社と同じである。有限責任については、定款に明記しなければならない(576条1項5号)。資本金の額は登記に記載する必要がある(914条5号)。また定款自治による運営が可能であり、社員総会や取締役(会社の業務を執行する人)などの機関の設置については独自に決定することができる。さらに、出資比率に関係なく貢献に応じて利益の(配当額が利益額を上回らない範囲内で)配分をおこなうことができるほか(621条2項、628条)、一部の社員に業務の執行を任せることもできる(590条

1項)。これらは株式会社にはない定款自治の一つである。こうした有限責任と定款自治によって、合同会社は市場経済の実情に応じて最適な機関を設計することや、迅速に意思決定がおこなえることから、比較的小規模な会社を起業するのに有効である、と言われている。法務省のホームページより合同会社の設立件数(月次データの合計)をみると、2007年(6,076件)、2008年(5,413件)、2009年(5,771件)、2010年(7,153件)となっている。件数自体は増えているが、法の目的とこの件数との間にある関係を評価するには時間を要する。

このように合同会社は株式会社と持分会社のいい所だけを集約した事業形態であると考えられる。これはアメリカのLLC(Limited Liability Company：有限責任会社)を参考にして創設されたことから日本版LLCと呼ばれることもある。ただし株式会社のように所有と経営が分離していないので、社員は自ら直接会社の経営に携わることができる。欧米での起業事例をみると、個人が持つ専門知識や技術・技能などを活用して利益を生み出す小規模な会社に適しているようである。また、合同会社では、出資は金銭その他の財産による出資に限られ、労務出資は認められない(576条1項6号)。ただし、財産的価値を有するならば、知的財産権などの無形財産も出資の目的物とすることができる(578条但書)。

②組織変更をスムーズにするインセンティブ

会社法では既存の会社がその組織を再編成する方法として組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の7つを規定している(会社法、第5編)。次節で分析対象とするデータには、いずれの方法で事業形態を再編成しているのかという情報は含まれていない。そこで、ここでは事業形態の変更をスムーズにするインセンティブの一つである組織変更に関する内容を紹介する(この部分をまとめるにあたり、北村・柴田・山田、2008、pp.286-289；弥永、2007、pp.440-442、pp.551-552を参照した)。

組織変更とは会社が法人格の同一性を保持しながら、組織を変更して他の種類の会社になることである。旧商法では、株式会社と有限会社間及び合資会社と合名会社間において認められていた。会社法では有限会社の設立ができなくなり、また新たに合同会社が設立できるようになったので、株式会社がその組織を変更して持分会社(合資会社、合名会社、

合同会社のいずれか) になること、または持分会社がその組織を変更して株式会社となることを組織変更と呼んでいる。旧商法で合資会社・合名会社を株式会社へと変更するには、会社自体を現物出資して別の株式会社を設立し、後に株式会社に合資会社・合名会社を吸収合併させたり、営業を譲渡するなど面倒な方法があった。あるいは合資会社・合名会社をいったん解散し、新たに株式会社を設立するしか方法はなく、時間と費用がかかりすぎた。一方、会社法による組織変更手続きに従えば、既存の会社を他の種類の会社へと変更したい場合、既存の会社の解散・清算、他の種類の会社の設立などをすることなく、比較的容易に組織変更をすることができるようになった。

従来、組織変更と位置づけられていた合資会社と合名会社間での組織の変更は、その社員の責任の態様が変わるだけであり、会社の意思決定方式や業務執行者の変更など会社の基礎を変更するものではないので、組織変更とはいわず、持分会社の種類の変更と位置づけられることになった。

組織変更をする場合には、組織変更計画を作成しなければならない。株式会社については会社法 744 条、持分会社については 746 条にその計画内容が規定されている。組織変更計画については、株式会社を組織変更する場合には会社の総株主、持分会社を組織変更する場合には総社員の同意を得る必要がある (776 条 1 項、781 条 1 項)。ただし、持分会社が組織変更をする場合に、定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。この最後の部分を除くと持分会社から株式会社への変更は、株式会社から持分会社への変更手続きとほぼ同じである。組織変更する株式会社は組織変更計画の内容やその他法務省令で定める事項を記載した書面または記録を本店に備え置き、会社の利害関係者に閲覧することを認めなければならない (775 条 1 項)。この手続きは持分会社には不要である。組織変更にとまなう債権者保護手続きに異議がなく、さらに組織変更の無効の提訴がなければ、株式会社は効力発行日に持分会社となり (745 条 1 項)、変更計画の定めに従い、定款の変更をしたものとみなされる (745 条 2 項)。そして、組織変更計画に定めた効力発生日から 2 週間以内に、その本店所在地において、組織変更前の会社については解散の登記をし、組織変更後の会社については設立の登記をしなければならない (920 条)。

このように株式会社と持分会社間での事業組織の変更手続きを簡略化

することによって、会社法は経営者が事業の実情にあった事業組織を効率的に選択できるようなインセンティブを与えている。(なお、株式会社と合同会社の資本金別にみた組織変更設立件数、種類変更設立件数は法務省のホームページから入手できる。しかし経営者の諸属性に関するデータは入手できない。)

会社法では有限会社の設立を認めないことにした。その理由として、わが国の中小企業の多くが株式譲渡制限をした株式会社の設立を選択していること、会社法の制定とともに資本金規制が撤廃されたため、有限会社と株式会社に分ける必要性がなくなったことなどが考えられる。ただし会社法では旧有限会社法の廃止に伴う経過措置として「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をつくり、株式会社の一形態として特例有限会社という制度を設けて、有限会社を存続させることにした。従来、足枷となっていた最低資本金規制が撤廃されたので、特例有限会社を株式会社へと変更することも比較的容易になった。手続きとして定款に定めた商号を株式会社に変更するための商号変更手続き及び変更登記(特例有限会社を解散登記し株式会社を設立登記する)も比較的容易に変更できるようになった。

③法人の事業形態を設立しやすくするインセンティブ

会社法の中には法人成りという言葉はないが、個人事業を株式会社へと変更することを、法人成りと呼んでいる。会社法の中では会社の“設立”という言葉が使われている。株式会社であれば、発起設立と募集設立による設立の方法がある。いずれの方法であれ、定款自治が拡大され、機関設計の自由度を高くし、法人形態での事業を興しやすくした。

最初に、会社を設立する際に、発起人が会社の組織と活動について定める根本規則である定款(26条)について説明する。会社法では、この定款を比較的自由に定めることができるようにした。これを「定款自治の拡大」という。定款自治の拡大とは、旧商法では、会社の基本的事項や運営方法を詳細に定め規制していたが、この規制を緩和し、会社の意思として、その実情に合わせた定款を設計・作成することを認めただうえで、自ら設計した定款を順守させるという考え方である。会社法29条では、株式会社の定款へ記載・記録する事項を、次の3つに区分している。

①27条の各号(絶対的記載事項)および28条の各号の掲げる事項(変態設立事項)、②この法律(会社法)の規定により定款に定めがなければ、

その効力を生じない事項(相対的記載事項)、③その他の事項でこの法律の規定に違反しないもの(任意的記載事項)、である(北村・柴田・山田、2008、pp.29-33)。

絶対的記載事項とは、定款に、必ず記載しなければならない事項であり、①会社の目的、②商号、③本店の所在地、④設立に際して出資される財産の価額またはその最低限、⑤発起人の氏名または名称及び住所(27条)、⑥発行可能株式総数等がある。これらの記載がないと定款自体が無効となる。住所が多少異なれば、同一商号・同一営業目的の会社も設立できるようになった。

また、従来、会社の設立時に必要であった最低資本金の限度額は撤廃され、どんな事業形態の会社であれ、資本金1円からでも設立できるようになった。その際、金銭以外の財産(現物出資：土地、建物、備品や特許権など)も定款に記載・記録すれば出資できる(28条1項)。この財産の価額が500万円以内であれば、裁判所が選任する検査役の調査も不要になった(33条10項1号)。また、市場価格のある有価証券については定款所定の価額が法務省令で定める方法によって、算定されるものを超えない場合も調査は不要である(33条10項2号)。さらに、定款に記載・記録された価額が相当であることについて、弁護士等の証明を受けた場合も不要である(33条10項3号)。

これら以外に、とくに定款に記載・記録をしておかなくても定款自体は無効にならないが、その事項を定款に定めておかないとその効力が否定されてしまうような事項がある。これを相対的記載事項(役員の任期をどうするか、取締役会や監査役の設置をするかどうか、株式の譲渡制限をかけるかどうか等)という。このうち、とくに発起人等がその権限を濫用して会社に不利益を与えるかもしれない行為(現物出資、財産引き受け、発起人の報酬、設立費用)を規制することを変態設立事項(あるいは危険な約束)という(28条)。これらは定款に記載・記録させただけで、裁判所の選任した検査役に調査を依頼し(33条1項2項4項)、不当な事項があれば、裁判所により変更が決定される(33条7項)。

任意的記載事項は定款に記載してもしなくてもよく、定款の効力にも影響しない。また、法律及び公序良俗に反しない限り、どのような事項を記載してもよい。例えば、定時株主総会の招集時期(296条1項)、定時株主総会の招集権者(296条3項、366条1項)、株主総会の議長、事業年度など。ただし、一度記載すると変更するには株主総会の議決が必

要となる(309条2項11号、466条)(弥永、2007、pp.289-301)。

こうした記載事項のうち定款自治の拡大は、相対的記載事項や任意的記載事項に該当する事項が大幅に増えたことに表れているといえる。例えば、会社法では最低限度の機関設計(会社の意思を決定し、執行する自然人または会議体)のみを要求し、原則として、各会社が任意に各機関(取締役会、監査役および監査役会、会計参与、会計監査人、委員会)を設置できるようになった(326条2項)。ただし株式会社では必ず株主総会と取締役は設置しなければならない(326条1項)。また、会社法では旧商法と比べて、剰余金(利益)[総資産額(=資産の額+自己株式の帳簿価額)-総負債額-資本金額(=資本金及び準備金の額+その他)](446条1項)の株主への配当は、株主総会での普通決議(過半数による多数決)によって(309条1項)、いつでも配当できるようになった(453条、454条1項)(旧商法では中間と期末のみに配当していた)。事業年度も年1期の形をとる株式会社がほとんどであるが、必要に応じて2期とすることもできるようになった。また通常多くの会社は月初めから月末までとしているようであるが、月の途中から始まる形でもよい。ただし、事業年度は1年を越えることができない。

会社法は株式の譲渡制限に応じて、会社を区分している。全ての株式について譲渡を制限する規定を定款においている会社を非公開会社(中小企業が多く含まれる)といい、一部でも譲渡の制限されない株式を発行している会社を公開会社という。機関設計の自由度をみると、公開会社では取締役会を設置し、代表取締役をおくことが義務付けられているが(327条1項)、非公開会社では取締役会の設置が選択できるようになり、設置しない場合には代表取締役をおかなくてもよいことになった。非公開会社では取締役の任期も定款に定めることにより、最長10年(従来は原則2年以内)まで伸ばすことができるようになった(332条2項)。

④事業形態の選択に与えるインセンティブとしての税制

個人が事業を興す場合、事業形態を個人事業とするか法人形態とするかは本来個人が事業の内容や実態に即して決めるものである。がしかし、実際には税制などがこの判断に大きな影響を与えていることもある。例えば、アメリカでは二重課税(法人利益には法人税と、それを個人に分配する際には個人所得税が課税される)が個人による法人形態での会社設立意欲を削いできた、という研究成果もある。また、所得税と法人税

の限界税率差の変化によって節税を目的として所得が個人と法人間を移動することも分析されてきた（田近・八塩、2005、pp.177-179）。

同様の問題は日本でも分析されている。ただし、アメリカのような限界税率差による個人事業と法人形態との選択ではなくて、給与所得控除による小規模個人事業主の法人化（法人成り）という問題である。つまり、個人事業主が事業によって得た所得は税務上事業所得となり、給与所得控除は適用されない。一方、法人形態を選択し、事業主としてその所得を法人から給与として分配するのであれば、それには控除が適用されて課税所得を大きく減らすことができる。この場合、配偶者を社員として一定の給与を支払えば、法人留保所得はさらに少なくなり、税負担を軽減できる。法人所得をマイナスにすることさえできる。こうした節税対策として法人化や家族内での所得分配の可能性を示唆する実証研究として、田近・八塩（2005）と八塩（2006）がある。

税制との関係からみると、会社法は合同会社と似た事業形態として有限責任事業組合（LLP：Limited Liability Partnership）を設立することもできるようにした。これは、会社法（法務省の所管）が創設した合同会社では、構成員課税（パス・スルー課税：pass through taxation）が認められなかったため、経済産業省が「有限責任事業組合契約に関する法律」案（民法上の組合契約の特例）を作成し、この法律の施行（2005年8月1日）により導入されたものである。この事業形態は法人ではなく組合であることが合同会社との大きな違いである。この組合は人材集約型共同事業の起業、産学連携による起業などに有効である、と言われている。法人ではないので不動産登記はできないが、有限責任でかつ定款自治が認められていることでは合同会社と同じである。課税は直接組合員に対してなされる（パス・スルー課税）ので、会社と出資者に課税される合同会社よりも節税効果が大きくなる場合もある。ただし組合なので法人格はなく（会社形態ではないので）、他の事業形態への組織変更はできない。

なお、アメリカの LLC（Limited Liability Company：有限責任会社）は法人格をもっているにも関わらず、その利益については法人税が課されない。利益は、そのまま出資者（構成員）へ配分されたかのように、出資者の所得として課税される。会社を通り抜ける課税方式であることからパス・スルー課税あるいは構成員課税と呼ばれることもある。一方、わが国の合同会社では、この課税方式は認められていない。つまり、株

式会社の場合、会社の利益に対して、まず法人税が課される。次に、会社が株主へ配当をすると、今度は株主の所得として配当課税が課される。つまり、法人が稼いだ利益に対して、法人税と所得税という形での二重課税が行われている。合同会社については、この二重課税方式が採用されている。

⑤会社法とその他の法制度との間にある相互補完性

会社法が経済主体に与えるインセンティブの効果はそこに留まることなく、会社法とそれ以外の法（あるいは政策や制度）との間にある相互補完性との関係で評価する必要もある。つまり一国全体の制度の効率性を評価するときには、ある特定の法ではなく、各種の法の間にある相互補完性から評価すべきである。この問題を「法と経済学」の視点から説明してみる。

本来、法学と経済学とは別個のものとして扱われるべきではなく、表裏一体の関係にあるとみるとき、経済学で使われる効率性の概念は、法学の中にも備わっている⁽⁹⁾。経済学では、効率性とは利用可能な諸資源が無駄なく用いられているかどうかを判断する基準を意味している。そして法はこの効率性を改善する役割をしている。例えば、ある特定の法が改正されるということは、法が規制目的を達成しておらず、規制される者をより望ましい状態へと導くためであろう。これはその他の経済主体の状態を変えないで、法によって規制される特定の経済主体のみの状態を改善しうることがあることを示唆している。この状態を経済学の用語で表現すると法が改正される前の状態から他の状態に移行するとき、少なくともある特定の経済主体の状態が良化し、他の経済主体の状態が悪化しなければ、移行後の状態は移行前の状態にパレート優越するという。あるいはパレート改善された状態という。

しかし経済学では経済全体の効率性を問題にするので、より厳密な効率性の定義として「財や生産要素の配分をどのように変えても、ある個人の経済状態を悪化させることなしには、その他の誰の経済状態も改善することができない状態」を採用している。この状態をパレート効率性（最適）と呼ぶ。

このパレート効率性は競争的な市場において達成される。これを経済学では厚生経済学の定理と呼んでいるが、これは資源が無駄なく利用されている状態を意味しているにすぎない。事前における資源の所有量と

事後における成果の配分をめぐる公平性は問われていない。この「事前における資源の所有量と事後における成果の配分」を変えるものがルール（法）である。そしてルール（法）はこの効率性を達成し事後の成果の配分も公平性を確保するように改正されなければならない。つまり法学と経済学とは協力しあうことによって、より望ましい資源配分の達成を評価できるのである。

この効率性や成果の配分は各種の法の間にある補完性から評価されなければならない。会社法は、経済活動の活性化という政策目標を実現する直接的な手段ではないが、他の省庁が所管する特別法の政策目標を実現することに呼応した規制が設けられることもある。これは産業活力再生特別措置法の改正を受けて、会社法の組織再編行為に関わる手続き規制を簡略化したことなどにみられる（中山、2010、pp.2-3）。

前述したように、会社法は起業活動を促進するインセンティブを与えるように設計された側面を持っている。政策当局が起業に望むことは市場の活性化のみならず、雇用の拡大である。このことからすると会社法は起業活動を促進し、最終的に雇用の拡大するという雇用政策と補完性を有している。一方、雇用を増やすインセンティブの一環として起業支援政策があり、起業時における資金制約を緩和する資金援助や起業に必要な経営ノウハウなど多様なプログラムの提供がおこなわれている。もちろん法人形態による起業を選択するとき、会社法と補完性を有することになる。前述したように、会社法が資本金規制を撤廃したことには起業活動を促進するという目的もある（神田、2006、p.152；中山、2010、p.11）。

このように、ある法（ルール）が存在して、それを前提として経済主体が作り上げようとしている制度全体とその法（ルール）がない状態で作り上げようとしている制度全体とを比較し、前者の場合により望ましい成果が得られるようなインセンティブをもつ法（ルール）を設計すべきである。これは会社法の規制内容や運用成果も、経済主体が作り上げようとしている制度全体の効率性との関係（相互補完性）から評価されるべきである、ということである（神田・藤田、1998、15章）。

会社法がこうした一連のインセンティブを経営者に与えている限り、経営者の諸属性とインセンティブの効果との間にある関係を知る必要がある。それによって、インセンティブの与え方を検討する材料になる。また、どんな属性をもつ経営者が会社法の対象となっているのかを知る

ことは、新しい立法や法の改正をするときの判断材料にもなる。事実、資本金1円で会社を設立できる制度が導入された後に起業件数が増加したことや、小額の資本金を準備するだけで設立できるインターネットビジネスの普及などを背景として資本金規制が撤廃された可能性があること、また合同会社の設立が実業界からの要請に応えるかたちで実現したことなどは、会社法やその運用が経営者の属性と何か有意な関係があることを示唆している、と言える。

3. 事業形態の変更と経営者の諸属性

3.1. サンプル数

本稿が分析するデータは日本政策金融公庫総合研究所（旧国民生活金融公庫総合研究所）（2008）がアンケート調査によって収集した個票データである。データは日本政策金融公庫の全国の支店が2006年4月から同年9月にかけて融資を行った企業のうち、融資時点で開業後5年以内の企業（開業前の企業を含む）である。調査時点は2007年8月である。

個票データの中から開業時とアンケート調査時点（現在）において事業形態が確認できるものを抽出した。その結果、分析対象とするサンプル総数は1,729社である。このうち個人企業、株式会社、有限会社、その他の事業形態を分析対象とする。持分会社（合資・合名会社；12社、合同会社；2社）、NPO法人；9社、有限責任事業組合；4社、その他；2社に関するサンプル数は極めて少ないので、一括して、その他として集計し分析する。持分会社のサンプル数から分かるように、このデータ・ソースでは現行の会社法がいう組織再編や持分会社の種類の変更を分析することはできない。

なお、データは会社法が施行される以前のもので、株式会社と有限会社間での変更は旧商法に規定された「組織変更」である。株式会社と有限会社から個人事業への変更は会社を解散・清算した後におこなわれたのか、その他の手法である合併、株式交換、分割、営業譲渡などが考えられるが、データ・ソースにはこうした情報も含まれていない。開業時と調査時点における事業形態が確認できるのみである。

最初に、サンプル全体でみた事業形態の変更を確認する。表1に掲載したように、開業時に個人事業を選択した経営者は1,043人である。このうち株式会社と有限会社へ変更した経営者はそれぞれ249人と162人

である。いわゆる法人成りした経営者は約 39.41%であった。約 58.96%は個人事業のままである。

開業時に株式会社を選択した経営者は 286 人である。このうち個人事業へと形態を変更した経営者は約 29.37%、いわゆる組織変更である有限会社への変更は約 43.36%である。この合計は約 72.73%である。約 25.52%は株式会社のままである。

開業時に有限会社を選択した経営者は 371 人である。このうち個人事業へと形態を変更した経営者は約 48.25%、組織変更である株式会社への変更は約 16.71%である。この合計は約 64.96%である。約 33.15%は有限会社のままである。

開業時に株式会社や有限会社を選択した経営者は開業後の 5 年間のうちに、他の事業形態へ変更する確率が高い。株式会社は有限会社へ変更し、有限会社は個人事業へ変更している確率が高いようである。信用力の最も高い組織から低い組織へとしだいに変更していることが分かる。

本稿が採用したデータ・ソースでは個人事業主が法人化する理由、株式会社と有限会社がそれぞれ有限会社と個人事業主へ変更する理由については、不明である。そこで、事業形態を変更している経営者の諸属性を比較してみる。欠損値を除くので、データ数は表 1 よりも減ることになる。以下では、カイ二乗検定 (χ^2) と分散分析を用いて、事業形態の変更と諸属性との間にある関係を検証する。

表 2 は分析対象とするサンプル企業の規模を従業員数とその構成員数でみたものである。企業規模を従業員数でみると、注意しなければならないことは、正社員以外の雇用者を含めると、規模を過大に評価する恐れがあることである。ここでは役員・正社員数で規模を評価する。

平均値でみる限り、開業時、現在のいずれであれ、個人事業よりも法人（株式会社、有限会社）形態で開業したときの規模が大きい。個人事業で開業したとき 1.1 人（現在、1.7 人）、株式会社で開業したとき 1.4 人（2.8 人）、有限会社で開業したとき 1.2 人（2.2 人）である。

個人事業から法人成りした場合にも規模は大きい。開業時の個人事業から株式会社へと変更すると 1.6 人から 2.4 人、現在でみると、3.1 人から 3.6 人へと拡大している。

また有限会社から株式会社へと組織変更する場合にも規模は大きくなっている。開業時 2.6 人から現在 4.5 人へ増えている。合計の平均値でみても株式会社で開業するときの企業規模が一番大きく、次に有限会

社、個人事業であった。一般的に、法人形態での企業規模が大きいことが分かるが、分析対象とする企業の規模は極めて小規模である。

表3は、開業動機をみたものである。開業時のいずれの事業形態においても「仕事の経験・知識や資格を生かしたかった」を共通として、現在も個人事業のままである経営者は「自由に仕事をしたかった」という動機、個人事業から法人成りしている経営者は「事業経営という仕事に興味があった」という動機を持つ者が多い。株式会社から個人事業へ変更している経営者は「自由に仕事をしたかった」、株式会社のままである経営者は「事業経営という仕事に興味があった」、株式会社から有限会社へ変更している経営者は「自由に仕事をしたかった」「事業経営という仕事に興味があった」という動機をもつ者が多い。法人成りしている経営者、株式会社のままの経営者は事業経営に興味を持って開業しているが、個人事業のままであったり、有限会社へ変更する経営者たちは“自由”を願望する動機を挙げていることが分かる。

3.2. 経営者の人的属性

表4は開業時の年齢をみたものである。個人事業で開業し、現在も個人事業主のままである経営者は法人成りした経営者よりも若い年齢で開業している。法人形態から個人事業へ変更した場合も若い年齢で開業している。こうしたことは特別な法規制を受けず、資本金規制もなかった個人事業はそうでない法人形態よりも、開業への意思決定がよりしやすいのかもしれないことを示唆している。

表5は経営者の最終学歴である。現在も個人事業主のままでいる経営者は高校卒者や専修・各種学校卒者の割合が高い。個人事業から法人成りした場合には大学卒者の割合が高くなっている。法人形態から個人事業へ変更している経営者は高校卒者の割合が高く、法人間での変更では大学卒者の割合が高くなっている。こうしたことは法人成りをするにも高い学歴によって身に付けた知識や能力を必要としていることを示唆している。

表6より経営者の前職をみると、個人事業主のままである経営者は一般勤務者、法人成りした経営者は管理職や役員の実験がある。法人形態から個人事業主へ変更している経営者は一般勤務者の実験者が多い。法人間での変更、同一の法人形態のままでいる経営者は管理職実験者が多い。管理職や役員を経験している経営者はそうでない経営者よりも事業

を運営した経験があり、その経験を活かして法人を設立しているのだろうか。前職からは、こうしたことが読みとれる。

表7は今回の開業までに事業を経営した経験の有無を尋ねたものである。いずれの事業形態とも「経験なし」が多い。しかし、個人事業から法人成りすると「経験はあるが、現在その事業は経営していない」割合が高い。法人成りする経営者には過去の事業運営経験のあることが分かる。ただし、この結果は過去において事業経営に失敗した経験があることも示唆している。

法人形態から個人事業へ変更した経営者はその80%以上が「経験なし」である。これは法人形態での事業運営の困難性を認識した結果として個人事業主へ変更したのであるだろうか。法人形態間で変更した経営者は「現在も別事業として経営している」割合が高い。形態を替えて複数の事業を運営しているようである。

事業形態を変更するにあたっては経営上のリスクをとまなうかもしれない。このリスクを軽減する補佐的な役割を配偶者がすることもある。例えば、個人事業主である夫が事業を法人成りするときにとまなう失敗のリスクを勤務者である妻の収入で補填することもある。妻が既に自営業者であれば、夫は開業をするときに何がしかのアドバイスを受けることができる。こうしたことからすると、事業形態の変更に配偶者の職業は何がしかの影響を与えているとも考えられる。

表8をみると、いずれの事業形態で開業しても配偶者は家族従業者である割合が高い。個人事業主として開業する場合には法人形態での場合よりも絶対数でみて勤務者（常勤役員・正社員＋非正社員）、無職、配偶者はいない、という経営者の数が多い。

個人事業主のままであれば、配偶者は家族従業者である割合が高い。個人事業主から株式会社へ変更するときには、配偶者は無職であり、有限会社へ変更するときには勤務者や家族従業者として働く割合が高い。法人形態から個人事業へと変更するときには、家族従業者や配偶者のいない割合が高い。

株式会社から有限会社への変更では家族従業者、勤務者（常勤役員・正社員）、配偶者はいない、の割合が高い。有限会社に留まるときには家族従業者の割合が高くなっている。

3.3. 産業属性

表9は現在の業種をみたものである。個人事業主のままであれば、一般消費者を対象とするサービス業、飲食店、医療・福祉、小売業において事業を営んでいる。個人事業主から株式会社への変更は企業・官庁を対象とするサービス業、有限会社への変更は建設業、医療・福祉において営んでいる。法人形態から個人事業主への変更はサービス業、建設業、小売業で営み、法人間での変更は企業・官庁を対象とするサービス業、建設業で営んでいる。

企業・官庁を対象とするサービス業において法人間での変更や個人から法人成りすることの意図は取引相手に対して信用力を高めるためであろうか。

表10は開業資金の調達先を一覧にしたものである。調達額の合計を平均値でみると、個人事業主から株式会社、株式会社から有限会社、有限会社から株式会社へと変更している経営者は最大の資金を調達していた。分散分析の有意確率が高い項目のみをみると、個人事業主から株式会社への変更、株式会社のままの経営者は自己資金、自社の役員・従業員からの借入金または出資金、ビジネス・エンジェル、日本政策金融公庫などから調達していた。同じことは有限会社から株式会社へと変更した経営者にもいえる。特に、ビジネス・エンジェルからの調達額は他の事業形態と比べて、大きな格差があった。株式会社は投資先としての信用度が高いことを示唆している。

表11は事業所の立地する地域の人口規模をみたものである。個人事業主のままである経営者は10万人以上30万人未満の地域において開業する割合が高い。この事業形態のサンプル数の半分が30万人未満の地域に集中している。個人事業主から株式会社へ変更している経営者は100万人以上の地域、とりわけ200万人以上の大都市に集中している。株式会社から個人事業主、有限会社への変更は200万人以上の地域に集中している。同じことは有限会社から株式会社へ変更している経営者にもみられた。法人形態のままであれば大都市に集中して立地している。大まかな傾向として、個人事業主は人口規模の小さな地域で開業し、法人形態での経営者は大都市で開業しているようである。また開業した地域を変えることは難しく、法人形態から個人事業主へ変更しても最初に立地した大都市に留まっていることも分かる。

3.4. 経営成果

表 12 は経営成果として、経営者本人の収入、売上高、採算状況をみたものである。経営者本人の収入については、個人事業のままよりも法人成りするとき高い収入を獲得していた。特に、株式会社への法人成りは高い収入を確保していた。株式会社のままであっても収入は高い。

売上高は個人事業から法人成りしたり、株式会社のままであれば、増加する傾向があった。有限会社から株式会社へ変更するときも増加傾向にあるが、有限会社から個人事業になると横ばい、減少する傾向がみられた。採算状況についても個人事業から株式会社になるとき、黒字基調であった。株式会社から個人事業、有限会社への変更も黒字基調であった。有限会社から個人事業への変更にも同じような傾向のあることが確認できた。

新規開業企業の経営成果を決める要因を計量分析するとき、多くの先行研究は開業時や現在の法人形態ダミーを説明変数として採用している。そして法人形態での開業と経営成果との間に統計上有意な正の相関関係のあることを確認している（増田・伊東、2011、2 節）。単純な数値例や簡単な統計処理ではあるが、ここでの観察結果は、法人形態での開業や法人形態による経営は経営成果を改善するという先行研究の結果を支持している。

3.5. 事業の将来

表 13 は事業の将来について、3つの項目を訊ねたものである。I 欄は将来の事業規模についての希望である。どの事業形態で開業した経営者もその 60%以上が「拡大したい」という希望をもっている。その中でも個人事業主のままである経営者は「現状維持」を希望する割合も高い。これは法人形態から個人事業主へ変更した経営者にもいえることである。個人事業主はまさに個人の状態に留まる性向をもっているようである。

II 欄は後継者への希望である。事業を誰かに引き継がせたいと考えている経営者にも、同じような傾向がみえる。株式会社のままの経営者、個人事業主や有限会社から株式会社へと変更した経営者は引き継がせたいと考えている割合が高い。一方、株式会社と有限会社から個人事業主へ変更した経営者は「引き継がせたくないと思っている」割合が高い。

法人形態のままであったり、法人形態へ変更した場合に「引き継がせたい」という想いが強くなっているようである。法人においてこの想いが強いということは組織としての法人はそう簡単には潰せないという想いがあるからであろうか。

実際に引き継がせたい相手は居るのか居ないのか、を訊ねたのがⅢ欄である。どの事業形態で開業しようともサンプル数の約半分がまだ後継者を決めていない。決めていない割合は個人事業主のままの経営者、法人形態から個人事業主へ変更した経営者、法人形態間で変更している経営者において高い。すでに後継者と一緒に働いている経営者は個人事業主から有限会社へ変更している経営者、株式会社や有限会社のままの経営者において割合が高い。法人形態での経営者はスムーズな事業の継承をおこなっているようである。

4. おわりに

本稿は、会社法が①どのような属性をもつ経営者に組織変更のインセンティブを与えることができるのかを知るために、個人事業から法人成りする経営者、法人間で組織変更をしている経営者の諸属性を検証してきた。さらに②事業形態の変更と経営成果との間にある関係など、を検証してきた。検証結果をまとめると、次のようになる。

こうした経営者は事業経営に興味をもって開業しており、その雇用規模も大きい。現在の業種は企業・官庁を対象とするサービス業である。立地は大都市である。株式会社へ法人成りする経営者、株式会社のままの経営者は信用力が高く、ビジネス・エンジェルからの開業資金の調達額が大きい。最終学歴は高く、前職は役員や管理職であり、過去に事業を運営した経験をもつ。とりわけ法人間で組織変更をしている経営者は複数の事業を運営している。株式会社へ法人成りする経営者の配偶者は無職である。法人成りする経営者の経営成果（収入、売上高、採算）は良好で、将来も事業規模を拡大する希望をもっている。事業の継承をみても、法人成りする経営者、法人のままの経営者はすでに継承者と一緒に働いている場合が多い。

会社法はその他の政策目標と相互補完的な関係を持っている。この関係を雇用政策についてみると、表2で説明したように、会社の設立を奨励するのであれば、個人事業よりも法人形態での設立を奨励すべきである。なぜなら、法人形態での設立は雇用の増加に貢献するし、また個人

事業から法人化することも雇用の増加に貢献していたからである。

こうしたことより、会社法が事業組織をスムーズに変更できるようなインセンティブを発揮することが経営者の意思決定に与える効果を評価してみると、次のようになる。このインセンティブが発揮されれば、雇用の拡大、事業の継承という意思決定に良好な影響を与え、最終的に利益の確保につながる可能性がある、と評価できる。ただし、この因果関係はさらに厳密な計量分析によって検証されるべきである。

最後に、残された研究課題を考える。

1. 本稿は、開業時とアンケート調査時という2時点における事業形態の変更を分析対象としてきた。その期間はわずか5年間にすぎない。パネルデータを用いて、事業形態の変更を時系列で追いかけることができれば、経営者の選択行動にどんなインセンティブが影響を与えているのか、を一層明らかにすることができる。つまり法の運用成果は静学的ではなく、動学的に評価されるべきである。

2. データの入手ができないことから、本稿は会社法が制定される以前の事業形態の変更を分析した。制定後の分析をする必要がある。それによって会社法が持つインセンティブ効果をより正しく評価することができる。

3. 会社法の解釈や運用については、こうした経営者の諸属性をさらに分析すべきである。経営者が合理的な選択行動をしていることが分かれば、会社法はそれをサポートするような規制内容にすべきである。

[注]

- (1) 会社法は2005年に成立し公布された。2006年5月1日に組織再編対価柔軟化に関する規定を除いて施行され、2007年5月より完全施行された。
- (2) 有限責任事業組合という事業組織の選択もある。
- (3) 経済主体間での資源配分の公平性を確保するようルールを作り、変更することが法(律)学の役割であるとすれば、経済学はそのプロセスが効率的であるか、また変更後のルールが望ましい効果を発揮しているかどうかを評価する。つまり経済学は立法過程の効率性と法の運用過程の効率性を評価する。その評価方法は規範的であるよりも実証的である。したがって立法や法の改正を議論するときには2つの学問が相互に補完しあうことにより望ましい効果を発揮するルールを作ることができる。

また経済学と法学では想定する経済主体(人間)像に違いがある。経済学では、経済主体は合理的な意思決定者であると考え、合理的とは、買い手であれば損をしないような消費行動をするということである。もちろん経済学では「限定さ

れた合理性」の下での意思決定を分析する手法もすでに開発されている。一方、法学では、合理的な人間像を想定しないことがある。未成年者による契約の無効制度、クーリング・オフ制度があるように経済主体を合理的に意思決定できる主体とは想定しないこともある。これらの制度のように“無能力者”を守るという視点からルールが作られている場合もある。しかし、どちらの学問においても生身の経済主体が、結果としてそうならないとしても、合理的に行動したいと考えて行動していること自体は疑いのない共通の理解・認識であろう。

だが、この2つの学問間にある関係は、これほど単純ではない。加賀見(2010)は法学における通説や共通認識を法的均衡状態と捉え、これをゲーム論によるナッシュ均衡として分析することを提唱している。こうした「法と経済学」に関連する諸問題については別稿で論じたい。藤田(1999)、常木(2008)も参照せよ。

謝辞

本稿の作成に際し、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターより、個票データ [日本政策金融公庫総合研究所 (旧国民生活金融公庫総合研究所)「2007年度新規開業実態調査(特別調査)」] の提供を受けました。記して感謝します。

表1. サンプル数

開業時の事業形態	現在の事業形態	件数	%
個人事業 N=1043	個人	615	58.96
	株式	249	23.87
	有限	162	15.53
	その他	17	1.63
	合計	1043	100.00
株式会社 N=286	個人	84	29.37
	株式	73	25.52
	有限	124	43.36
	その他	5	1.75
	合計	286	100.00
有限会社 N=371	個人	179	48.25
	株式	62	16.71
	有限	123	33.15
	その他	7	1.89
	合計	371	100.00

注。現在とは、アンケート調査時点のことである。その他には、持分会社、NPO法人、有限責任事業組合、その他が含まれる。

表 2. 従業員数でみた企業規模

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	家族従業者	開 業 時 の 企 業 規 模			合計
			役員・ 正社員	パート・ アルバイト	派遣社員・ 契約社員	
個人事業 N=1028	個人：605	282(0.47)	304(0.50)	679(1.12)	29(0.05)	1294(2.14)
	株式：245	109(0.44)	414(1.69)	312(1.27)	61(0.25)	896(3.66)
	有限：161	73(0.45)	390(2.42)	271(1.68)	25(0.16)	759(4.71)
	その他：17	8(0.47)	30(1.76)	31(1.82)	24(1.41)	93(5.47)
	合計	472(0.46)	1138(1.11)	1293(1.26)	139(0.14)	3042(2.96)
χ^2 [P] 357.489[0.000]						
株式会社 N=282	個人：84	32(0.38)	36(0.43)	92(1.10)	2(0.02)	162(1.93)
	株式：71	24(0.34)	141(1.99)	163(2.30)	26(0.37)	354(4.99)
	有限：122	55(0.45)	221(1.81)	198(1.62)	343(2.81)	817(6.70)
	その他：5	4(0.80)	2(0.40)	6(1.20)	0(0.00)	12(2.40)
	合計	115(0.41)	400(1.42)	459(1.63)	371(1.32)	1345(4.77)
χ^2 [P] 276.226[0.000]						
有限会社 N=362	個人：174	81(0.47)	77(0.44)	211(1.21)	10(0.06)	379(2.18)
	株式：59	26(0.44)	154(2.61)	43(0.73)	17(0.29)	240(4.07)
	有限：122	84(0.69)	182(1.49)	212(1.74)	34(0.28)	512(4.20)
	その他：7	6(0.86)	20(2.86)	26(3.71)	9(1.29)	61(8.71)
	合計	197(0.54)	433(1.20)	492(1.36)	70(0.19)	1192(3.29)
χ^2 [P] 156.841[0.000]						
開業時の 事業形態	現在の 事業形態	家族従業者	現 在 の 企 業 規 模			合計
			役員・ 正社員	パート・ アルバイト	派遣社員・ 契約社員	
個人事業 N=1028	個人：605	315(0.52)	394(0.65)	860(1.42)	40(0.07)	1609(2.66)
	株式：245	143(0.58)	760(3.10)	464(1.89)	359(1.47)	1726(7.04)
	有限：161	93(0.58)	591(3.67)	452(2.81)	58(0.36)	1194(7.42)
	その他：17	9(0.53)	47(2.76)	42(2.47)	52(3.06)	150(8.82)
	合計	560(0.54)	1792(1.74)	1818(1.77)	509(0.50)	4679(4.55)
χ^2 [P] 790.136[0.000]						
株式会社 N=282	個人：84	41(0.49)	66(0.79)	135(1.61)	7(0.08)	249(2.96)
	株式：71	34(0.48)	364(5.13)	309(4.35)	70(0.99)	777(10.94)
	有限：122	80(0.66)	372(3.05)	357(2.93)	451(0.37)	1260(10.33)
	その他：5	4(0.80)	5(1.00)	6(1.20)	12(2.40)	27(5.40)
	合計	159(0.56)	807(2.86)	807(2.86)	540(1.91)	2313(8.20)
χ^2 [P] 343.571[0.000]						
有限会社 N=362	個人：174	106(0.61)	121(0.70)	283(1.63)	13(0.07)	523(3.01)
	株式：59	35(0.59)	268(4.54)	130(2.20)	35(0.59)	468(7.93)
	有限：122	100(0.82)	384(3.15)	372(3.05)	62(0.51)	918(7.52)
	その他：7	6(0.86)	23(3.29)	61(8.71)	6(0.86)	96(13.71)
	合計	247(0.68)	796(2.20)	846(2.34)	116(0.32)	2005(5.54)
χ^2 [P] 184.980[0.000]						

注. 単位は人である。()は平均値である。
現在とは、アンケート調査時点である。

表 3. 開業動機

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	1 (%)	2 (%)	3 (%)	4 (%)	5 (%)	6 (%)	7 (%)	8 (%)	9 (%)	10 (%)	11 (%)
個人事業 N=957	個人：565 株式：229 有限：149 その他：14	77(13.63) 31(13.54) 15(10.07) 1(7.14)	110(19.47) 31(13.54) 12(8.05) 2(14.29)	46(8.14) 47(20.52) 20(13.42) 3(21.43)	58(10.27) 34(14.85) 18(12.08) 2(14.29)	169(29.91) 65(28.38) 45(30.20) 3(21.43)	17(3.01) 0(0.00) 1(0.67) 0(0.00)	16(2.83) 19(8.30) 10(6.71) 2(14.29)	14(2.48) 1(0.44) 4(2.68) 0(0.00)	15(2.65) 2(0.87) 6(4.03) 0(0.00)	20(3.54) 5(2.18) 3(2.01) 0(0.00)	23(4.07) 12(5.24) 15(10.07) 1(7.14)
χ^2 (P)	87.822(0.000)											
株式会社 N=263	個人：79 株式：68 有限：113 その他：3	5(6.33) 4(5.88) 9(7.96) 18(6.84)	21(26.58) 6(8.82) 26(23.01) 53(20.15)	5(6.33) 15(22.06) 22(19.47) 42(15.97)	6(7.59) 13(19.12) 16(14.16) 36(13.69)	22(27.85) 16(23.53) 21(18.58) 59(22.43)	2(2.53) 1(1.47) 3(2.65) 0(0.00)	2(2.53) 6(8.82) 3(2.65) 1(33.33)	4(5.08) 0(0.00) 3(2.65) 0(0.00)	3(3.80) 2(2.94) 3(2.65) 0(0.00)	3(3.80) 1(1.47) 3(2.65) 1(33.33)	6(7.59) 4(5.88) 4(3.54) 0(0.00)
χ^2 (P)	47.495(0.022)											
有限会社 N=345	個人：169 株式：56 有限：113 その他：7	23(13.61) 7(12.50) 15(13.27) 1(14.29)	34(20.12) 8(14.29) 12(10.62) 0(0.00)	16(9.47) 14(25.00) 15(13.27) 0(0.00)	11(6.51) 8(14.29) 14(12.39) 1(14.29)	39(23.08) 9(16.07) 26(23.01) 2(28.57)	7(4.14) 0(0.00) 3(2.65) 0(0.00)	7(4.14) 3(5.36) 6(5.31) 2(28.57)	2(1.18) 2(3.57) 3(2.65) 0(0.00)	6(3.55) 0(0.00) 4(3.54) 0(0.00)	10(5.92) 0(0.00) 6(5.31) 0(0.00)	14(8.28) 5(8.93) 9(7.96) 1(14.29)
χ^2 (P)	37.241(0.170)											

注. 以下は開業動機である。

1. 収入を増やしたかった
2. 自由に仕事をしたかった
3. 事業経営という仕事に興味があった
4. 自分の技術やアイデアを事業化したかった
5. 仕事の経験・知識や資格を生かしたかった
6. 趣味や特技を生かしたかった
7. 社会の役に立つ仕事をしたかった
8. 年齢や性別に関係なく仕事をしたかった
9. 時間や気持ちにゆとりが欲しかった
10. 適当な勤め先がなかった
11. その他

表 4. 開業時の年齢 (歳)

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	平均	最大値	最小値	標準偏差
個人事業 N=992	個人：589	40.121	74	22	9.801
	株式：236	43.508	77	25	10.904
	有限：152	45.368	74	24	10.193
	その他：15	48.800	72	28	14.163
	合計	41.861	77	22	10.436
F(P)	16.052(0.000)				
株式会社 N=263	個人：79	39.227	68	22	10.273
	株式：71	42.816	62	26	10.454
	有限：108	41.805	66	20	9.521
	その他：5	41.000	52	30	8.717
	合計	41.288	68	20	10.041
F(P)	1.770(0.153)				
有限会社 N=352	個人：171	40.736	64	22	10.455
	株式：57	42.491	65	22	11.629
	有限：117	42.291	62	22	10.614
	その他：7	45.285	53	35	7.064
	合計	41.627	65	22	10.655
F(P)	0.949(0.417)				

表 5. 最終学歴

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	最 終 学 歴							その他 (%)	
		中学 (%)	高校 (%)	高専 (%)	専修・ 各種学校 (%)	短大 (%)	大学 (%)	大学院 (%)		
個人事業 N=1028	個人：606	32(5.28)	207(34.16)	8(1.32)	155(25.58)	25(4.13)	142(23.43)	33(5.45)	4(0.66)	
	株式：248	4(1.61)	88(35.48)	5(2.02)	43(17.34)	8(3.23)	91(36.69)	8(3.23)	1(0.40)	
	有限：158	7(4.43)	75(47.47)	3(1.90)	15(9.49)	2(1.27)	49(31.01)	5(3.16)	2(1.27)	
	その他：16	0(0.00)	5(31.25)	0(0.00)	3(18.75)	1(6.25)	7(43.75)	0(0.00)	0(0.00)	
	合計	43(4.18)	375(36.48)	16(1.56)	216(21.01)	36(3.50)	289(28.11)	46(4.47)	7(0.68)	
χ^2 (P) 52.268 (0.000)										
株式会社 N=281	個人：82	9(10.98)	36(43.90)	2(2.44)	18(21.95)	0(0.00)	17(20.73)	0(0.00)	0(0.00)	
	株式：73	3(4.11)	18(24.66)	2(2.74)	10(13.70)	2(2.74)	33(45.21)	5(6.85)	0(0.00)	
	有限：122	5(4.10)	48(39.34)	2(1.64)	14(11.48)	6(4.92)	46(37.70)	1(0.82)	0(0.00)	
	その他：4	0(0.00)	1(25.00)	0(0.00)	1(25.00)	0(0.00)	1(25.00)	1(25.00)	0(0.00)	
	合計	17(6.05)	103(36.65)	6(2.14)	43(15.30)	8(2.85)	97(34.52)	7(2.49)	0(0.00)	
χ^2 (P) 42.271 (0.001)										
有限会社 N=362	個人：177	25(14.12)	78(44.07)	2(1.13)	25(14.12)	8(4.52)	36(20.34)	3(1.69)	0(0.00)	
	株式：61	1(1.64)	19(31.15)	1(1.64)	9(14.75)	2(3.28)	25(40.98)	2(3.28)	1(1.64)	
	有限：118	9(7.63)	56(47.46)	1(0.85)	7(5.93)	4(3.39)	40(33.90)	1(0.85)	0(0.00)	
	その他：6	1(16.67)	2(33.33)	0(0.00)	0(0.00)	1(16.67)	1(16.67)	1(16.67)	0(0.00)	
	合計	36(9.94)	155(42.82)	4(1.10)	41(11.33)	15(4.14)	102(28.18)	7(1.93)	1(0.28)	
χ^2 (P) 41.642 (0.005)										

表 6. 前職

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	前 職									
		役員 (%)	管理職 (%)	一般勤務者 (%)	パート・ アルバイト (%)	派遣社員・ 契約社員 (%)	家族従業者 (%)	学生 (%)	専業主婦 (%)	その他 (%)	
個人事業 N=994	個人：581	34(5.85)	199(32.25)	238(40.96)	48(8.26)	15(2.58)	12(2.07)	6(1.03)	17(2.93)	12(2.07)	
	株式：245	50(20.41)	123(50.20)	48(19.59)	1(0.41)	11(4.49)	2(0.82)	0	3(1.22)	7(2.86)	
	有限：154	27(17.53)	76(49.35)	39(25.32)	3(1.95)	1(0.65)	3(1.95)	0	1(0.65)	4(2.60)	
	その他：14	0	6(42.86)	4(28.57)	2(14.29)	2(14.29)	0	0	0	0	
	合計	111(11.17)	404(40.64)	329(33.10)	54(5.43)	29(2.92)	17(1.71)	6(0.60)	21(2.11)	23(2.31)	
$\chi^2(P)$ 130.275(0.000)											
株式会社 N=275	個人：81	4(4.94)	21(25.93)	40(49.38)	5(6.17)	2(2.47)	2(2.47)	0	2(2.47)	5(6.15)	
	株式：72	18(25.00)	35(48.61)	9(12.50)	2(2.78)	4(5.56)	1(1.39)	1(1.39)	0	2(2.78)	
	有限：118	25(21.19)	47(39.83)	29(24.58)	2(1.69)	5(4.24)	1(0.85)	0	1(0.85)	8(6.78)	
	その他：4	0	2(50.00)	1(25.00)	1(25.00)	0	0	0	0	0	
	合計	47(17.09)	105(38.18)	79(28.73)	10(3.64)	11(4.00)	4(1.45)	1(0.36)	3(1.09)	15(5.45)	
$\chi^2(P)$ 52.886(0.001)											
有限会社 N=355	個人：172	15(8.72)	56(32.56)	81(47.09)	9(5.23)	2(1.16)	3(1.74)	0	1(0.58)	5(2.91)	
	株式：61	13(21.31)	21(34.43)	17(27.87)	1(1.64)	3(4.92)	2(3.28)	0	2(3.28)	2(3.28)	
	有限：115	16(13.91)	50(43.48)	21(18.26)	3(2.61)	3(2.61)	7(6.09)	0	3(2.61)	12(10.43)	
	その他：7	1(14.29)	1(14.29)	0	0	2(28.57)	1(14.29)	0	1(14.29)	1(14.29)	
	合計	45(12.68)	128(36.06)	119(33.52)	13(3.66)	10(2.82)	13(3.66)	0	7(1.97)	20(5.63)	
$\chi^2(P)$ 73.206(0.000)											

表 7. 事業経営経験

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	事業経営経験		
		経験なし (%)	現在も別事業 として経営 (%)	経験はあるが、 現在その事業は 経営していない (%)
個人事業 N=1028	個人：604	518(85.76)	24(3.97)	62(10.26)
	株式：246	165(67.07)	32(13.01)	49(19.92)
	有限：161	101(62.73)	18(11.18)	42(26.09)
	その他：17	13(76.47)	0(0.00)	4(23.53)
	合計	797(77.53)	74(7.20)	157(15.27)
$\chi^2(P)$ 64.811(0.000)				
株式会社 N=276	個人：80	70(87.50)	4(5.00)	6(7.50)
	株式：70	48(68.57)	10(14.29)	12(17.14)
	有限：122	82(67.21)	21(17.21)	19(15.57)
	その他：4	4(100.00)	0(0.00)	0(0.00)
	合計	204(73.91)	35(12.68)	37(13.41)
$\chi^2(P)$ 13.499(0.000)				
有限会社 N=363	個人：177	145(81.92)	8(4.52)	24(13.56)
	株式：59	41(69.49)	8(13.56)	10(16.95)
	有限：120	80(66.67)	19(15.83)	21(17.50)
	その他：7	4(57.14)	0(0.00)	3(42.86)
	合計	270(74.38)	35(9.64)	58(15.98)
$\chi^2(P)$ 18.006(0.006)				

表 8. 配偶者の職業

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	家族従業者 (%)	配偶者の職業				配偶者 はいない (%)
			勤務者 (常勤役員・ 正社員) (%)	勤務者 (非正社員) (%)	自営 (%)	無職 (%)	
個人事業 N=1014	個人：597	211(35.34)	85(14.24)	70(11.73)	28(4.69)	60(10.05)	143(23.95)
	株式：244	36(14.75)	53(21.72)	35(14.34)	7(2.87)	62(25.41)	51(20.90)
	有限：158	33(20.89)	38(24.05)	31(19.62)	2(1.27)	24(15.19)	30(18.99)
	その他：15	2(13.33)	9(60.00)	0(0.00)	0(.00)	0(0.00)	4(26.67)
	合計	282(27.81)	185(18.24)	136(13.41)	37(3.65)	146(14.40)	228(22.49)
$\chi^2(P)$ 100.715(0.000)							
株式会社 N=277	個人：82	27(32.93)	10(12.20)	8(9.76)	4(4.88)	14(17.07)	19(23.17)
	株式：72	13(18.06)	21(29.17)	5(6.94)	1(1.39)	21(29.17)	11(15.28)
	有限：119	28(23.53)	27(22.69)	16(13.45)	6(5.04)	17(14.29)	25(21.01)
	その他：4	2(50.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(50.00)	0(0.00)
	合計	70(25.27)	58(20.94)	29(10.47)	11(3.97)	54(19.49)	55(19.86)
$\chi^2(P)$ 24.386(0.059)							
有限会社 N=354	個人：171	58(33.92)	23(13.45)	28(16.37)	10(5.85)	20(11.70)	32(18.71)
	株式：60	14(23.33)	14(23.33)	3(5.00)	2(3.33)	10(16.67)	17(28.33)
	有限：116	31(26.72)	23(19.83)	13(11.21)	4(3.45)	21(18.10)	24(20.69)
	その他：7	3(42.86)	0(0.00)	1(14.29)	2(28.57)	0(0.00)	1(14.29)
	合計	106(29.94)	60(16.95)	45(12.71)	18(5.08)	51(14.41)	74(20.90)
$\chi^2(P)$ 25.915(0.039)							

表 9. 現在の業種

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	現在の業種													その他 (%)
		建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業 (%)	卸売業 (%)	小売業 (%)	飲食店 (%)	宿泊業 (%)	医療・福祉 (%)	教育・学 習支援業 (%)	サービス (一般消費者) (%)	サービス (企業・官庁) (%)	不動産 業 (%)	
個人事業 N=1042	個人: 614	44(7.17)	27(4.40)	5(0.81)	14(2.28)	23(3.75)	91(14.82)	132(21.50)	1(0.16)	101(16.45)	9(1.47)	134(21.82)	25(4.07)	3(0.49)	5(0.81)
	株式: 249	23(9.24)	12(4.82)	27(10.84)	8(3.21)	30(12.06)	26(10.44)	17(6.83)	0(0.00)	13(5.22)	5(2.01)	27(10.84)	47(18.88)	13(5.22)	1(0.40)
	有限: 162	28(17.28)	15(9.26)	1(0.62)	8(4.94)	12(7.41)	19(11.73)	11(6.79)	0(0.00)	27(16.67)	1(0.62)	16(9.88)	17(10.49)	3(1.85)	4(2.47)
	その他: 17	1(5.88)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	1(5.88)	1(5.88)	1(5.88)	0(0.00)	8(47.06)	1(5.88)	1(5.88)	3(17.65)	0(0.00)	0(0.00)
	合計	96(9.21)	54(5.18)	33(3.17)	30(2.88)	66(6.33)	137(13.15)	161(15.45)	1(0.10)	149(14.30)	16(1.54)	178(17.08)	92(8.83)	19(1.82)	10(0.96)
$\chi^2(P)$ 271.580(0.000)															
株式会社 N=285	個人: 84	15(17.86)	3(3.57)	0(0.00)	9(10.71)	4(4.76)	10(11.90)	8(9.52)	0(0.00)	4(4.76)	1(1.19)	18(21.43)	10(11.90)	0(0.00)	2(2.38)
	株式: 73	6(8.22)	7(9.59)	11(15.07)	4(5.48)	11(15.07)	3(4.11)	1(1.37)	0(0.00)	2(2.74)	2(2.74)	6(8.22)	16(21.92)	3(4.11)	1(1.37)
	有限: 123	23(18.70)	8(6.50)	7(5.69)	4(3.25)	14(11.38)	12(9.76)	8(6.50)	0(0.00)	9(7.32)	1(0.81)	7(5.69)	23(18.70)	6(4.88)	1(0.81)
	その他: 5	0(0.00)	1(20.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(40.0)	0(0.00)	1(20.20)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)
	合計	44(15.44)	19(6.67)	18(6.32)	18(6.32)	29(10.18)	25(8.77)	17(5.96)	0(0.00)	17(5.96)	4(1.40)	32(11.23)	49(17.19)	9(3.16)	4(1.40)
$\chi^2(P)$ 74.695(0.000)															
有限会社 N=371	個人: 179	39(21.79)	9(5.03)	2(1.12)	4(2.23)	14(7.82)	32(17.88)	21(11.73)	0(0.00)	13(7.26)	1(0.56)	22(12.29)	16(8.94)	1(0.56)	5(2.79)
	株式: 62	9(14.52)	5(8.06)	6(9.68)	2(3.23)	5(8.06)	8(12.90)	1(1.61)	0(0.00)	4(6.45)	1(1.61)	6(9.68)	12(19.35)	3(4.84)	0(0.00)
	有限: 123	18(14.63)	13(10.57)	5(4.07)	8(6.50)	16(13.01)	15(12.20)	7(5.69)	1(0.81)	9(7.32)	1(0.81)	9(7.32)	14(11.38)	6(4.88)	1(0.81)
	その他: 7	1(14.29)	0(0.00)	1(14.29)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(28.57)	1(14.29)	0(0.00)	2(28.57)	0(0.00)	0(0.00)
	合計	67(18.06)	27(7.28)	14(3.77)	14(3.77)	35(9.43)	55(14.82)	29(7.82)	1(0.27)	28(7.55)	4(1.08)	37(9.97)	44(11.86)	10(2.70)	6(1.62)
$\chi^2(P)$ 71.259(0.001)															

表10. 開業資金の調達先

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	自己資金 (預貯金、 退職金など)	配偶者、親、 兄弟、親せき からの借入金 または出資金	自社の役員・ 従業員からの 借入金または 出資金	ビジネス・ エンジェル 入金	日本政策金融 公庫からの借 入金	自治体、公的機 関・政府系金融 機関からの借入 金	民間金融機関 (銀行、信用金庫、 信用組合など) からの借入金	その他	合計
個人事業	個人；568	379.49	148.48	1.23	9.60	595.75	37.46	294.26	294.26	1504.11
N=970	株式；233	461.15	105.02	104.76	122.09	481.16	78.20	187.77	187.77	1630.29
	有限；155	404.26	141.77	74.13	50.00	435.81	89.23	235.81	235.81	1477.66
	その他；14	430.00	21.43	180.00	10.71	639.29	0.00	857.14	857.14	2252.86
	合計	403.79	135.14	40.33	43.09	543.30	54.98	267.46	267.46	1541.00
	F(P)	0.911(0.435)	0.799(0.494)	6.808(0.000)	5.398(0.001)	2.459(0.061)	1.735(0.158)	0.916(0.432)	0.916(0.432)	0.567(0.637)
株式会社	個人；74	182.42	123.92	0.00	30.81	157.43	2.03	125.68	34.39	656.68
N=265	株式；70	550.00	125.14	69.71	164.43	220.71	91.43	22.86	2.14	1246.43
	有限；116	462.41	97.63	19.05	63.28	272.84	46.98	295.69	50.43	1308.32
	その他；5	382.00	50.00	0.00	0.00	160.00	0.00	0.00	20.00	612.00
	合計	405.85	111.34	26.75	79.74	224.72	45.28	170.57	32.62	1096.86
	F(P)	4.177(0.007)	0.363(0.77)	5.016(0.002)	1.872(0.135)	0.643(0.588)	1.117(0.343)	1.896(0.131)	0.336(0.799)	2.733(0.044)
有限会社	個人；165	256.12	106.94	0.30	18.79	199.03	23.03	148.48	31.03	783.73
N=345	株式；58	486.72	153.10	163.79	216.72	184.83	70.34	181.03	217.24	1673.79
	有限；116	458.11	123.19	90.95	51.72	233.36	100.43	288.36	58.72	1404.85
	その他；6	230.00	37.50	25.00	50.00	33.33	0.00	8.33	0.00	384.17
	合計	362.35	118.96	58.70	63.68	205.30	56.61	198.55	71.11	1135.26
	F(P)	3.759(0.011)	0.377(0.770)	2.290(0.078)	2.472(0.062)	0.439(0.725)	1.316(0.269)	0.745(0.526)	2.135(0.096)	5.667(0.001)

注. 単位は平均値(万円)である。
 ビジネス・エンジェルとは、「友人、知人、事業に賛同してくれた個人または法人からの借入金または出資金」である。
 その他とは、リース、設備手形または設備業者のローン、フランチャイズ・チェーン本部からの借入金である。

表11. 事業所の立地する地域の人口規模

開業時の 事業形態	現在の 事業形態	人口区分									
		200万人以上 (東京23区を含む) (%)	100万人以上 200万人未満 (%)	50万人以上 100万人未満 (%)	30万人以上 50万人未満 (%)	10万人以上 30万人未満 (%)	5万人以上 10万人未満 (%)	1万人以上 5万人未満 (%)	1万人未満 (%)		
個人事業 N=965	個人：555	80(14.41)	78(14.05)	58(10.45)	63(11.35)	116(20.90)	57(10.27)	78(14.05)	25(4.50)		
	株式：239	86(35.98)	54(22.59)	16(6.69)	20(8.37)	36(15.06)	11(4.60)	13(5.44)	3(1.26)		
	有限：155	19(12.26)	37(23.87)	6(3.87)	17(10.97)	35(22.58)	17(10.97)	18(11.61)	6(3.87)		
	その他：16	2(12.50)	5(31.25)	2(12.50)	1(6.25)	1(6.25)	0(0.00)	4(25.00)	1(6.25)		
	合計	187(19.38)	174(18.03)	82(8.50)	101(10.47)	188(19.48)	85(8.81)	113(11.71)	35(3.63)		
$\chi^2(P)$ 98.767(0.000)											
株式会社 N=268	個人：76	29(38.16)	8(10.53)	9(11.84)	12(15.79)	5(6.58)	6(7.89)	5(6.58)	2(2.63)		
	株式：72	38(52.78)	9(12.50)	6(8.33)	3(4.17)	10(13.89)	3(4.17)	2(2.78)	1(1.39)		
	有限：116	47(40.52)	17(14.66)	6(5.17)	8(6.90)	23(19.83)	7(6.03)	8(6.90)	0(0.00)		
	その他：4	2(50.00)	1(25.00)	0(0.00)	0(0.00)	1(25.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)		
	合計	116(43.28)	35(13.06)	21(7.84)	23(8.58)	39(14.55)	16(5.97)	15(5.60)	3(1.12)		
$\chi^2(P)$ 24.801(0.256)											
有限会社 N=339	個人：163	22(13.50)	24(14.72)	28(17.18)	21(12.88)	17(10.43)	16(9.82)	26(15.95)	9(5.52)		
	株式：58	15(25.86)	12(20.69)	10(17.24)	8(13.79)	7(12.07)	4(6.90)	1(1.72)	1(1.72)		
	有限：111	11(9.91)	25(22.52)	22(19.82)	12(10.81)	16(14.41)	11(9.91)	10(9.01)	4(3.60)		
	その他：7	0(0.00)	1(14.29)	1(14.29)	1(14.29)	3(42.86)	0(0.00)	1(14.29)	0(0.00)		
	合計	48(14.16)	62(18.29)	61(17.99)	41(12.09)	43(12.68)	31(9.14)	38(11.21)	14(4.13)		
$\chi^2(P)$ 28.710(0.121)											

表12. 経営成果

I. 経営者本人の収入(単位:万円)									
開業時の 事業形態	現在の 事業形態	開業直前				現在			
		平均値	最大値	最小値	標準偏差	平均値	最大値	最小値	標準偏差
個人事業 N=937	個人:543	34.843	300	0	33.430	32.149	500	0	40.281
	株式:230	50.578	300	0	38.244	48.556	500	0	54.549
	有限:151	43.052	450	0	51.426	44.178	500	0	54.829
	その他:13	23.615	70	0	21.719	29.923	120	0	34.047
	合計	39.873	450	0	38.511	38.084	500	0	47.101
F(P) 10.433(0.000)						7.803(0.000)			
株式会社 N=258	個人:72	32.291	80	0	15.190	42.431	180	0	26.333
	株式:74	58.750	200	0	39.913	64.750	250	0	44.856
	有限:108	42.981	140	0	28.484	53.241	900	0	86.229
	その他:4	20.500	60	0	28.301	28	40	14	11.165
	合計	43.584	200	0	29.114	52.665	900	0	63.352
F(P) 11.569(0.000)						1.620(0.185)			
有限会社 N=330	個人:161	37.130	450	0	51.937	40.205	450	0	43.591
	株式:52	41.019	125	0	25.680	47.038	110	0	28.029
	有限:110	43.000	600	0	59.992	47.236	600	0	63.618
	その他:7	20.000	50	0	18.027	20.000	38	0	12.635
	合計	39.336	600	0	51.261	43.196	600	0	49.125
F(P) 0.635(0.593)						1.074(0.360)			

II. 売上高状況					III. 採算状況			
開業時の 事業形態	現在の 事業形態	増加傾向 (%)	横ばい (%)	減少傾向 (%)	開業時の 事業形態	現在の 事業形態	黒字基調 (%)	赤字基調 (%)
個人事業 N=1017	個人:601	310(51.58)	239(39.77)	52(8.65)	個人事業 N=954	個人:545	327(60.00)	218(40.00)
	株式:241	164(68.05)	60(24.90)	17(7.05)		株式:238	157(65.97)	81(34.03)
	有限:158	95(60.13)	49(31.01)	14(8.86)		有限:154	82(53.25)	72(46.75)
	その他:17	11(64.71)	3(17.65)	3(17.65)		その他:17	10(58.82)	7(41.18)
	合計	580(57.03)	351(34.51)	86(8.46)		合計	576(60.38)	378(39.62)
$\chi^2(P)$ 24.246(0.000)					$\chi^2(P)$ 6.430(0.092)			
株式会社 N=281	個人:81	42(51.85)	32(39.51)	7(8.64)	株式会社 N=263	個人:73	49(67.12)	24(32.88)
	株式:73	51(69.86)	17(23.29)	5(6.85)		株式:69	50(72.46)	19(27.54)
	有限:123	68(55.28)	36(29.27)	19(14.45)		有限:117	71(60.68)	46(39.32)
	その他:4	4(100.00)	0(0.00)	0(0.00)		その他:4	4(100.00)	0(0.00)
	合計	165(58.72)	85(30.25)	31(11.03)		合計	174(66.16)	89(33.84)
$\chi^2(P)$ 12.507(0.052)					$\chi^2(P)$ 4.868(0.182)			
有限会社 N=366	個人:176	70(39.77)	77(43.75)	29(16.48)	有限会社 N=341	個人:161	112(69.57)	49(30.43)
	株式:61	33(54.10)	18(29.51)	10(16.39)		株式:57	30(52.63)	27(47.37)
	有限:122	61(50.00)	40(32.79)	21(17.21)		有限:117	65(55.56)	52(44.44)
	その他:7	3(42.86)	3(42.86)	1(14.29)		その他:6	2(33.33)	4(66.67)
	合計	167(45.63)	138(37.70)	61(16.67)		合計	209(61.29)	132(38.71)
$\chi^2(P)$ 6.481(0.371)					$\chi^2(P)$ 10.046(0.018)			

表13. 事業の将来

I. 将来の事業規模				
開業時の事業形態	現在の事業形態	拡大したい (%)	現状維持 (%)	縮小したい (%)
個人事業 N=1016	個人: 595	386 (64.87)	208 (34.96)	1 (0.17)
	株式: 245	215 (87.76)	29 (11.84)	1 (0.41)
	有限: 159	121 (76.10)	38 (23.90)	0 (0.00)
	その他: 17	10 (58.82)	6 (35.29)	1 (5.88)
	合計	732 (72.05)	281 (27.66)	3 (0.30)
$\chi^2(P)$	67.097 (0.000)			
株式会社 N=282	個人: 82	50 (60.98)	30 (36.59)	2 (2.44)
	株式: 73	65 (89.04)	7 (9.59)	1 (1.37)
	有限: 122	98 (80.33)	23 (18.85)	1 (0.82)
	その他: 5	5 (100.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	合計	218 (77.30)	60 (21.28)	4 (1.42)
$\chi^2(P)$	20.709 (0.002)			
有限会社 N=358	個人: 174	107 (61.49)	66 (37.93)	1 (0.57)
	株式: 59	46 (77.97)	12 (20.34)	1 (1.69)
	有限: 118	92 (77.97)	25 (21.19)	1 (0.85)
	その他: 7	5 (71.43)	2 (28.57)	0 (0.00)
	合計	250 (69.83)	105 (29.33)	3 (0.84)
$\chi^2(P)$	12.816 (0.046)			
II. 後継者				
開業時	現在	引き継がせたい (%)	引き継がせたいとは思わない (%)	わからない (%)
個人事業 N=1015	個人: 595	218 (36.64)	169 (28.40)	208 (34.96)
	株式: 244	138 (56.56)	33 (13.52)	73 (29.92)
	有限: 159	88 (55.35)	23 (14.47)	48 (30.19)
	その他: 17	9 (52.94)	2 (11.76)	6 (35.29)
	合計	453 (44.63)	227 (22.36)	335 (33.00)
$\chi^2(P)$	45.964 (0.000)			
株式会社 N=281	個人: 82	33 (40.24)	24 (29.27)	25 (30.49)
	株式: 73	46 (63.01)	13 (17.81)	14 (19.18)
	有限: 122	55 (45.08)	21 (17.21)	46 (37.70)
	その他: 4	0 (0.00)	1 (25.00)	3 (75.00)
	合計	134 (47.69)	59 (21.00)	88 (31.32)
$\chi^2(P)$	17.997 (0.006)			
有限会社 N=360	個人: 176	59 (33.52)	62 (35.23)	55 (31.25)
	株式: 58	34 (58.62)	10 (17.24)	14 (24.14)
	有限: 119	66 (55.46)	22 (18.49)	31 (26.05)
	その他: 7	5 (71.43)	1 (14.29)	1 (14.29)
	合計	164 (45.56)	95 (26.39)	10 (2.78)
$\chi^2(P)$	23.214 (0.001)			
III. 引き継がせたい相手の現状				
開業時	現在	一緒に働いている (%)	一緒に働いていないが、誰に引き継がせるかは決めている (%)	決めていない (%)
個人事業 N=451	個人: 218	52 (23.85)	43 (19.72)	123 (56.42)
	株式: 138	51 (36.96)	19 (13.77)	68 (49.28)
	有限: 86	38 (44.19)	17 (19.77)	31 (36.05)
	その他: 9	3 (33.33)	2 (22.22)	4 (44.44)
	合計	144 (31.93)	81 (17.96)	226 (50.11)
$\chi^2(P)$	16.777 (0.010)			
株式会社 N=134	個人: 33	9 (27.27)	8 (24.24)	16 (48.48)
	株式: 46	23 (50.00)	4 (8.70)	19 (41.30)
	有限: 55	21 (38.18)	7 (12.73)	27 (49.09)
	その他: 0	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
	合計	53 (39.55)	19 (14.17)	62 (46.27)
$\chi^2(P)$	6.343 (0.175)			
有限会社 N=162	個人: 58	12 (20.69)	15 (25.86)	31 (53.45)
	株式: 34	9 (26.47)	5 (14.71)	20 (58.82)
	有限: 65	29 (44.62)	7 (10.77)	29 (44.62)
	その他: 5	4 (80.00)	0 (0.00)	1 (20.00)
	合計	54 (33.33)	27 (16.67)	81 (50.00)
$\chi^2(P)$	16.166 (0.013)			

参考文献

- 神田秀樹 (2006) 『会社法入門』岩波新書。
- 神田秀樹・藤田友敬 (1998) 「15 章株式会社法の特徴，多様性，変化」三輪芳郎・神田秀樹・柳田範之編『会社法の経済学』東京大学出版会，pp.453-477。
- 北村雅史・柴田和史・山田純子 (2008) 『現代会社法入門 第2版』有斐閣。
- 経済産業省 (2010) 「平成 21 年度我が国情報経済社会における基盤整備」，News Release，経済産業省ホーム・ページ。
- 加賀見一彰 (2010) 「法の経済分析研究会(8)：無駄ゾモ無き「法と経済学」改革」『新世代法政策学研究』北海道大学，345-411。
- 日本政策金融公庫総合研究所編 (2008) 『2008 年版新規開業白書』中小企業リサーチセンター。
- 田近栄治・八塩裕之 (2005) 「税制と事業形態選択 —— 日本のケース ——」日本財政学会編『グローバル化と現代財政の課題』有斐閣，177-194。
- 常木淳 (2008) 「「法と経済学」は，何を教え，何を教えなかったか」『ジュリスト (No. 1356)』有斐閣，40-47。
- 中山正文 (2010) 「中小企業法制のあり方」租税法学会編『租税法研究』第 38 号，有斐閣，1-25。
- 中小企業庁 (2008) 『中小企業白書 2008 年版』ぎょうせい。
- 弥永真生 (2007) 『リーガルマインド会社法 第 11 版』有斐閣。
- 八塩裕之 (2006) 「個人自営業者の所得分散行動に関する実証分析」日本財政学会編『少子化時代の政策形成』有斐閣，179-199。
- 藤田友敬 (1999) 「商法と経済理論」『ジュリスト (No.1155)』有斐閣，69-75。
- 法務省「登記統計」月次データ，法務省ホーム・ページ。
- 増田辰良・伊東尚美 (2011) 「会社法と起業活動との関係について」『法学研究 (北海学園大学法学部)』第 46 巻第 4 号，126-178。
- ロバート・D・クーター/トーマス・S・ユーレン (大田勝造訳) (1998) 『新版 法と経済学』商事法務研究会。